

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年三月二十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一・二 (略) 三 (略) 四 アシミニブ、その塩類及びそれらの製剤 (略) 五 (略) 六 〓二百三十六 (略)	一・二 (略) 三 アクリルビシン、その塩類及びそれらの製剤 (新設) 四 Lーアスパラギンアミドヒドロラーゼ (別名Lーアスパラギナ ーゼ) 及びその製剤 五 〓二百三十五 (略)